

## 道路交通騒音に係る沿道対策

## 2) 制度の適用例

### 沿道整備道路の指定及び沿道地区計画の決定状況

(平成12年3月10日現在)

NO	道路名	区 間	延長(km)	公告年月	地 区	延長(km)	公告年月		
1	一般国道43号 ----- 阪神高速 神戸西宮線 ----- 阪神高速 大阪西宮線	尼崎市東本町 ～神戸市灘区味泥町	20.2						
		(神戸市灘区大石南町 ～西宮市今津水波町)	12.6	S57. 8					
		(尼崎市東本町 ～西宮市今津水波町)	7.3 (計40.1)						
2	環状7号線	大田区大森本町～江戸川区臨海町 (大田区大森本町 ～練馬区小竹町)	55.5 23.2	S58.11	大田区 目黒区 世田谷区野沢地区南部 " 北部 " 三軒茶屋・上馬地区 " 代田南部・若林地区 " 代田北部地区 " 大原・羽根木地区 杉並区 中野区 練馬区桜台・栄町・豊玉地区 " 羽沢・小竹町地区	55.5 6.4 2.7 1.0 0.7 0.9 1.7 0.5 1.1 4.2 1.9 2.1 0.8	S63. 1 " S62.11 S61. 8 S62. 3 S62.11 " S62. 3 S62. 1 S60. 6 S63. 1 S62. 1		
		(練馬区小竹町～足立区新田)	6.5	S62.12	板橋区 北区	4.2 2.4	H1.10 H1. 4		
		(足立区新田～同区中川)	10.9	S59. 8	足立区(D地区) " (B地区) " (A地区) " (C地区)	2.8 1.7 1.2 4.5	H1. 3 S63. 1 S62. 4 H1. 3		
		(足立区中川～葛飾区東新小岩)	5.0	S62.12	葛飾区	4.8	H3. 1		
		(葛飾区東新小岩 ～江戸川区臨海町)	9.9	H2. 3	江戸川区	9.9	H4.12		
		3	環状8号線 (羽田上高井戸 岩淵線)	大田区蒲田～同区田園調布	7.0	H12. 3			
				杉並区上高井戸～同区井草	6.5	H6. 9	杉並区	5.2	H8. 5
				練馬区春日町～同区錦 (練馬区春日町～同区北町) (練馬区北町) (練馬区北町～同区錦)	2.0 0.4 0.4 1.2	S61. 3 S58.11 H12. 3	練馬区春日町二丁目地区 " 北町・早宮地区	0.8 0.4 0.4	S61. 8 S59.11
				板橋区相生町～同区小豆沢 (板橋区相生町～同区坂下) (板橋区坂下～同区小豆沢)	2.4 0.7 1.7	H1. 9 H5. 7	板橋区(A地区) " (B地区)	2.4 0.7 1.7	H2.12 H6. 4
				(計)	9.7		(計)	8.4	
4	一般国道4号	足立区梅田～同区西保木間	5.1	S59. 8	足立区(A地区) " (B地区)	5.1 3.7 1.4	S62. 1 H1. 3		
5	一般国道23号	四日市市北納屋町 ～同市西末広町	1.2	S59. 9	四日市地区	1.2	S62.11		
6	一般国道254号	板橋区中丸町～同区桜川 (板橋区中丸町～同区桜川)	8.7 4.1	H8. 9	板橋区(A地区)	4.1	H9.11		
		(板橋区桜川～練馬区旭町)	4.6	H12. 3					
		合 計	108.6 延べ (128.5)		合計(29地区)	74.3			

## 幹線道路の沿道の整備に関する法律の概要



# 道路交通騒音に係る沿道対策

## 1 幹線道路の沿道の整備に関する法律

### 1) 制度の概要

対策制度	内 容
沿道整備道路の指定	<p>(指定要件)</p> <p>以下の要件を満たす道路を都道府県知事が指定</p> <p>交通量1万台/日超または4千台/日から1万台/日(大型車を考慮した場合)</p> <p>夜間騒音値 (<math>L_{Aeq,8h}</math>) 65dB 超または昼間騒音値 (<math>L_{Aeq,16h}</math>) 70dB 超</p>
沿道地区計画の策定	<p>沿道地区計画では、遮音型街並みにするため、以下の計画事項を定める。</p> <p>7 / 10 以上の間口率 <span style="float:right">5 m未満部分の遮音構造</span></p> <p>5 m以上の最低高さ <span style="float:right">防音構造</span></p>
沿道整備促進のための防音構造化の促進	<p>土地の買入に関する資金の貸し付け</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・沿道地区計画内の土地を買い入れる市町村に対し、国が費用の一部(2 / 3)を無利子で貸し付ける。</li> </ul> <p>緩衝建築物の建築等に要する費用の負担</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区計画に適合する緩衝建築物を建築する者に対して、道路管理者が費用の一部(建築費等の17%(非住宅は21.7%))を負担する。</li> </ul> <p>防音構造化の促進等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・沿道地区計画内において、市町村の条例により建築物の構造について制限が定められた場合には、防音工事に必要な助成を行う。</li> </ul> <p>直轄国道に関する制度の拡充</p> <p>「道路交通騒音の著しい幹線道路に係る沿道整備に推進について」(通達)に基づいて、建設大臣は以下の場合に予算の範囲内でその費用の全部または一部を助成する。</p> <p>助成等の対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・沿道整備道路として指定された直轄国道の周辺に所在する住宅で、夜間の自動車騒音の値が計算値、実測値 (<math>L_{Aeq,8h}</math>) とも 73dB 以上</li> <li>実施住宅             <ul style="list-style-type: none"> <li>・沿道整備道路の指定がなされた日に居住の用に供している住宅。</li> </ul> </li> </ul> <p>沿道整備推進機構に対する資金の貸し付け</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同機構による沿道整備用地の取得について、を国が市町村を通じてその用地の取得に要する費用の2 / 3以内を無利子で貸し付ける。</li> </ul> <p>住宅の移転等に対する助成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防音工事助成の要件を満たす住宅の所有者が防音工事を行うことが、法令等の規定によって困難な場合に、住宅の移転・除却に対して、予算の範囲内で助成を行う。</li> </ul>

## 2 高速自動車国道等の周辺における自動車騒音に係る障害防止について(局長通達)

### 1) 制度の概要

対策制度	内 容
防音工事の助成	公団は以下の場合に予算の範囲内でその費用の全部または一部を助成する。 助成等の対象 ・高速自動車国道等の周辺に所在する住宅で、夜間の自動車騒音の値が計算値、実測値 ( $L_{Aeq,8h}$ ) とともに 65dB 以上 実施住宅 ・既供用道路にあつては、昭和 51 年 8 月 1 日現在、居住の用に供している住宅 ・その他の道路については、供用開始の日に居住の用に供している住宅。
移転助成	公団は、防音工事によっては自動車騒音の防止・軽減することが著しく困難な住宅を移転または除却する場合に、予算の範囲内で工事に要する費用を助成する。
跡地買い取り	公団は移転助成対象の住宅が所在する土地であつて、公共施設その他公共の利便に供する施設として利用計画があるものを予算の範囲内において買い取る。

### 2) 防音工事助成の実績

平成 10 年度末で累計約 55,000 戸